

①<<都市再生>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせて いる規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	北海道・札幌市	インフラを活用した系統増強や水素パイプラインの敷設の推進	道路や鉄道網等のインフラを活用し、系統増強や水素パイプラインの敷設を推進する。これにより、系統増強に係る整備コストを削減し、国民負担の抑制につなげる。また、より安価な水素パイプラインの敷設を進めることで、水素の供給コスト低減、需要喚起へとつなげる。	インフラを活用した系統増強や水素パイプラインの敷設に係る適用法令は、電気事業法や高圧ガス保安法等が複雑に入り組み、事業者にとって相当の負担となっている。	ガス事業法、高圧ガス保安法 (その他関連法令) 電気事業法、道路法、消防法、労働安全衛生法	水素の供給や利用促進を図るため、ガス事業法や高圧ガス保安法、電気事業法、道路法、消防法等の関係法令を統合・簡素化することで、水素保安など安全規制体系を一体的に整備する。	経済産業省 国土交通省 消防庁 厚生労働省	水素の大規模な供給・利用事業は黎明期にあり、国内外の事業の進捗に応ずる形で、安全確保を大前提に、段階的に保安規制の合理化・適正化を図るなど、環境を整備することが重要であると考えています。 このような考え方の下、本年、令和6年通常国会において成立した水素社会推進法においては、低炭素水素等の供給・利用事業の早期開始を図るため、高圧ガス保安法の特例として、低炭素水素等の供給及び利用についての認定計画に基づく設備等に対しては、一定期間、都道府県知事等に代わり、経済産業大臣が一元的に保安確保のための許可や検査等に当たる行為を行うことができる措置等の環境整備を行ったところです。 今後とも、事業者の動向やニーズも踏まえながら、関係省庁が連携し、環境整備に取り組んでまいります。
2	北海道・札幌市	水素ステーションにおける保安検査の簡略化	1日当たりの必要十分な検査頻度を見直すことで、事業者の負担を軽減し、新規事業者の参入を促すなど、水素ステーションの普及・拡大につなげる。	一般高圧ガス保安規則で、毎日3回以上の点検(1回1時間程度)を行うことが規定され、事業者にとって相当の負担となっている。	・高圧ガス保安法第7条第2号 ・一般高圧ガス保安規則第7条の3第3項第1号、第7条の4第3項第1号、第8条の2第2項第一号、第6条第2項第6号	日常点検として、使用開始時、使用終了時のほか、運転中に1日1回以上作動状況の点検を行うことが規定されているが、使用開始時、使用終了時又は運転中のいずれかで点検を行うこととするよう左記法令を改正。	経済産業省	・安全の確保を前提に、水素ステーション事業者の実務と北海道・札幌市及び提案事業者からの具体的な提案を勘案しながら、特区内の水素ステーションにおける点検方法の合理化・適正化について検討してまいりたい。
3	千葉県	民間事業者からの都市計画の決定等の提案	国が特別に認めた開発については民間事業者からの都市計画の決定等の提案を可能とする	都市計画法第21条の2第1項、及び2項において、都市計画の決定等の提案を出来るものは、区域内の土地所有者や借地権者、営利を目的としない法人、都市再生機構、条例で定める団体等に限定されている。	都市計画法第21条の2	区域内で行われる民間事業者からの都市計画の決定等の提案については、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域内と同様の扱いとし、可能とする。	国土交通省	都市計画法に基づく都市計画の提案制度は、住民等が都市計画の決定又は変更を提案したときに、提案を受けた都道府県又は市町村がこれを受け止め、都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断することを義務づけているものです。 こうした趣旨を踏まえ、都市計画法において、当該提案を行うことができる者を具体的に定めており、例えば、同法第21条の2第2項においては、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人や、一定の開発行為の経験を有する者に加え、これらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体が規定されています。 上記に従い、現行制度においても、条例による提案主体の追加が可能です。 今般ご提案の内容について、千葉県や地元市町村が掲げる成田空港を核とした国際航空物流拠点機能の強化などのまちづくり構想の達成に資するものとして行う産業拠点の形成や新産業の創出に係る開発や立地は、まちづくりの推進を図る活動であり、当該活動を行う民間企業等は都市計画法第21条の2に掲げる団体に「準ずる」ものと言えるため、都市計画提案の主体として同条に基づく条例において定めることができます。
4	千葉県	市町村施行土地区画整理事業の事業計画決定における意見書の処理について	市町村施行の産業系土地区画整理事業の事業計画(変更)の決定に伴う意見書処理について、県都市計画審議会でなく、市都市計画審議会に付議し、審査を行うよう規制緩和	市町村施行の土地区画整理事業では、事業計画の決定に伴う意見書の提出があった場合において、都道府県都市計画審議会にて審議を行うこととなっている。	土地区画整理法第55条第3項及び13項	法第55条第3項及び13項において、都道府県知事は、意見書の提出があった場合は、「都道府県都市計画審議会」に付議せず、「市都市計画審議会」に付議し、現行法のとおり、知事が判断・通知をする。	国土交通省	現行の当該規定については、市町村施行の土地区画整理事業における認可権者が都道府県知事であることを踏まえつつ、広域的な視点を導入する観点から、常設の審議会でも最も広域を対象とする都道府県都市計画審議会による審査が適当との趣旨により、意見書を都道府県都市計画審議会に付議することとしているものである。 事業スケジュールの短縮については都道府県都市計画審議会の運営実務の見直しによる対応も考えられるところ、事業スケジュールの短縮のみを理由としてこれを市町村都市計画審議会に付議するよう変更することは上記の制度趣旨に適さないことから、対応不可と回答する。
5	福岡市	再生可能エネルギーの普及に向けた規制緩和	再生可能エネルギーで発電した電気を固定価格で売電する「FIT制度」から、蓄電池の活用により電力需要が高い時間帯での売電が可能となる「FIP制度」への移行を促すことで、太陽光発電電力の利用率向上を推進するもの。	「FIP制度」への移行手続きにおいて、「FIT制度・FIP制度再生可能エネルギー電子申請」マニュアル上、同じ事業計画については複数種類の変更手続きを同時に行うことができないとされており、FIP認定後、すぐに蓄電池を使用することができる制度となっておらず、蓄電池利用開始の遅延が事業収支を悪化する一因となっている。	・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 第10条 ・FIT制度・FIP制度再生可能エネルギー電子申請 ①FIP移行認定申請 ②FIP変更認定申請	「移行認定申請」及び「再生可能エネルギー事業計画変更申請(自家発電設備等の設置)」の2つの変更手続きを同時に進めることを可能とすることなどにより、蓄電池を用いて「FIP制度」を活用できるまでに要する期間の短縮化を図るとともに「FIP制度」の認定時点から蓄電池を使用できるものとする。	経済産業省	御指摘を踏まえ、FIP移行と蓄電池の設置を同時に行う場合の再エネ特措法上の手続について、手続に要する期間の短縮化に繋がるよう、必要な手続の効率化・合理化を検討することとしたい。

①<<都市再生>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
6	茅野市	空き家の利活用促進のための個人情報を含む内部データの目的外利用及び所有者等への周知を可能とすることの明確化	個人情報を含む水道使用量データの内部利用によって空き家価格の簡易査定を行い、その結果を所有者等に通知することで空き家の利活用の促進につなげる	空き家等対策の推進に関する特別措置法の第10条第1項において、この法律の施行のために必要な限度においてのみ目的外での内部利用を可能とすることを定めているが、内部データを使用して空き家の簡易査定を行い、その結果を所有者等に周知することがこの法律の施行のために必要な限度の範囲内であるか不明確である。	○空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） （空き家等の所有者等に関する情報の利用等） 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空き家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空き家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空き等に工作物を設置している者その他の者に対して、空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。	水道課が水道使用料金の請求のために保有している水道使用量データを、空き家である期間を算出する根拠として内部利用し、空き家調査結果や不動産関連オープンデータと併せて簡易査定を行うこと及びその結果を所有者等に周知することを「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の第10条第1項の範囲内で可能とする。	国土交通省	空き家の簡易査定を行うことやその結果を周知することは、法第12条の「情報の提供、助言、その他必要な援助」として行っていくことが考えられる。 この点、簡易査定のために水道使用量データを含む市町村内部で保有する情報を用いることが空家法第10条第1項でいう「この法律の施行のために必要な限度」であるかについては、より正確な検討を行うため、簡易査定と水道使用量データの関連性や周知の範囲等の詳細をご相談いただきたい。